



# 長野県報

9月1日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2603号

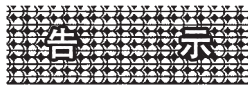
## 目次

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(9件)(森林づくり推進課).....	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(3件)(砂防課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

### 公告

一般競争入札(財産活用課).....	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	5
皆伐面積の限度(森林づくり推進課).....	6
平成25年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針(監査委員事務局).....	7
特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課).....	9



### 長野県告示第435号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草5095の2、5112の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第436号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪郡下諏訪町社字砥沢ノ内長日向沢小日向7966の3から7966の6まで、字赤渋山7969の25
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第437号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木曾町新開3770の1、3770の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第438号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北安曇郡松川村字天狗岩3240の21から3240の25まで、3240の39
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第439号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
須坂市大字豊丘字奈良山3295の1、3295の3、3295の4、3296の1、3296の5、3297の2、3299
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奈良山3295の3・3296の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3296の5、3297の2、3299(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡阿南町字西條79、80、81の1、81の2、82の1、82の2、170、171、174、字新野3718の9、3718の163から3718の165まで、3718の263、3719の82、3719の316、3719の317、字南條2342の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西條79、80、81の1、81の2、82の1(次の図に示す部分に限る。)、82の2、170、171、174、字南條2342の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第441号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡南木曾町読書1591の68、2386の31、吾妻4269の8から4269の10まで、4269の22、4270の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
読書1591の68、2386の31
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第442号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木曾町新開3794の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第443号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡生坂村1333のイの2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第444号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡朝日村大字針尾字欠久保1072の1、1072の2、大字古見字御馬越106のイの6、106のイの7、106のイの8、字南久保1001
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第445号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び南相木村役場に備え置きます。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
前田	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域。	南佐久郡南相木村	—	道下	917番1	1号
		〃		宮の東	1064番1	2号
		〃		宮の東	1072番	3号
		〃		道下	905番	4号及び5号
		〃		道下	914番	6号

砂防課

## 長野県告示第446号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び立科町役場に備え置きます。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
獅子塚西	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた区域。	北佐久郡立科町	芦田	獅子塚西	3731番	1号、2号、3号及び4号

砂防課

## 長野県告示第447号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び千曲市役所に備え置きます。

平成26年9月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
今井町	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域。	千曲市	戸倉	窪田	1265番	1号
		〃	〃	中山	1062番4	2号
		〃	〃	中山	1105番5	3号
		〃	〃	中山	1105番2	4号
		〃	〃	窪田	1236番2	5号
		〃	〃	窪田	1244番	6号
		〃	〃	窪田	1246番5	7号

砂防課

## 長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年9月1日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

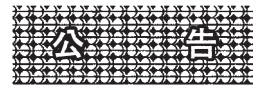
- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 142号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪郡下諏訪町字八幡町5815番の1地先から 諏訪郡下諏訪町字中町3239番の3地先まで	旧	12.1~25.0 m	0.2815 km
同 上	新	16.0~25.0	0.2815

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 岡谷下諏訪線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
岡谷市田中町三丁目8785番の5地先から 岡谷市南宮一丁目9483番の1地先まで	旧	8.8~12.5 m	0.3380 km
同 上	新	16.0~17.5	0.3380

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年 9月 1日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県庁PCB廃棄物点検補修
- (2) 役務の特質  
長野県庁で保管するPCB廃棄物における点検補修

(3) 履行期間

契約の日から平成26年9月30日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

- (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書によります。

入札説明書、契約書（案）及び業務仕様書は次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県総務部財産活用課  
電話 026(235)7045

なお、入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年9月10日（水）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年 9月 1日